

労働者派遣事業に係るマージン率等の情報提供

シーアンドエス株式会社 東京
派 23-301777

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。
(対象期間：2025年6月～2026年5月)

1. 実績およびマージン率

派遣 労働者数	派遣先 事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①
1	1	34,257	17,644	48.4%

※マージン率に含まれる費用

- ① 社会保険料（雇用保険・介護保険・厚生年金保険・健康保険・雇用主負担の労災保険・企業年金基金）
- ② 福利厚生費（派遣労働者が取得する有給休暇・慶弔休暇・特別休暇・健康診断費用 等）
- ③ 教育訓練費（資格取得費・研修費 等）
- ④ 派遣元経費（営業・事務・求人費用等の事業運営にあたる労働者の人件費及び活動費・オフィス賃借料・募集掲載費・移動費・通信費・通信機器の貸与・その他諸費用）
- ⑤ 営業利益

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口 TEL052-586-2338

訓練の内容	対象者	方法	費用負担	賃金支給
情報セキュリティ教育	派遣中	OFF-JT	無償	有給
改定研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給
システム導入研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給
プログラミング研修	派遣中	OJT	無償	有給
プログラミング研修	入社4年目以降	OFF-JT	無償	有給
マネジメント研修	入社4年目以降	OFF-JT	無償	有給
資格取得勉強会	派遣中	OFF-JT	無償	有給

3. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項（福利厚生など）

愛知県情報サービス産業健康保険組合および、全国情報サービス産業企業年金基金の福利施設や、その他サービスが受けられます。

4. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ・ 労使協定を締結している
- ・ 協定労働者の範囲（ソフトウェア作成者、事務用機器操作員に従事する従業員）
- ・ 協定書の有効期間終期 令和9年3月31日